

令和7年度

沼田市人権教育推進方針



沼田市教育委員会

令和 7 年度 沼田市 人権教育推進方針

沼田市教育委員会

第 1 基本方針

豊かな心の育成を目指し、学校教育と社会教育・家庭教育との連携を図ることにより、基本的人権を尊重する教育を推進する。

1 人権尊重の精神に根ざした教育の充実

- (1) 人権に関する知識や人権感覚を身に付け、人権意識の高揚を図る。
- (2) 道德教育の充実を図る。
- (3) 各学校の人権教育主任等、指導者の資質の向上に努める。

2 学校教育と社会教育・家庭教育の連携と啓発活動の充実

- (1) 諸機関（学校・社会教育関係団体、同和団体等）と連携し、地域の実態に即した啓発活動を推進する。

第 2 学校教育における人権教育

1 施策

- (1) 各学校の教育課程における人権教育の位置付けを明確にし、組織的、計画的な指導が展開できるよう全体計画や年間指導計画等の改善・充実に努める。
- (2) 児童生徒の実態に即した「直接的指導」「間接的指導」「常時指導」を進めることにより、人権尊重の意識の高揚に努める。
- (3) 各学校における人権教育が円滑に推進され、家庭や地域社会との連携のもとに、より一層の効果を上げるために、保護者等への啓発活動の充実に努める。
- (4) 人権教育主任を中心として、自校の人権教育推進組織の活性化を図るとともに、校内研修を計画的に実施し、教職員の人権意識の高揚及び資質向上に努める。

2 推進上の留意点

各学校においては、以下の点に留意して人権教育を推進する。

- (1) 人権教育全体計画及び年間指導計画を見直し、有機的に機能するよう改善する。
 - ア 人権教育の目標を設定し、発達段階に応じて児童生徒に対し、各教科、道德、特別活動、総合的な学習の時間などにおける指導の関連性をもたせたり、体験活動・交流活動等を取り入れたりして、組織的、継続的な指導ができるようにする。

- イ 「人権の尊重」「自主的に活動できる児童生徒の育成」「様々な差別への正しい認識」に重点をおいて、人権感覚を身に付けるための指導ができるようにする。
- (2) 教育活動全体を通して、「直接的指導」「間接的指導」「常時指導」が相互に補完し合い、人権感覚を身に付けられるよう努める。
- ア 「直接的指導」では、同和問題等にかかわる歴史的、社会的要因を正しく理解させ、差別を見抜く判断力や実践力を身に付けられるようにする。
- イ 「間接的指導」では、教科等の学習で、人権教育と密接な関連をもつ内容を明確に押さえ、人権尊重の精神や科学的、合理的なものの見方などを育てるようにする。
- ウ 「常時指導」では、日常の学級経営や生徒指導等において、一人一人のよさを認め合い、相手の立場に立ってものごとを考え、行動できる心情や態度を育て、温かく思いやりのある人間関係を醸成する。
- エ 人権の視点を重視した「授業づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」の観点から、次のことに留意して日々の指導の充実に努める。
- (ア) 一人一人の実態を把握し、指導のねらいや「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践する。
- (イ) 一人一人が主体的に参加できるよう、自らの課題を追究する場を設けるとともに互いのよさを認め合ったり、励まし合ったりしながら、自己有用感を感じ取れるように働きかけを工夫し、人権が尊重される学校・学級づくりを行う。
- (ウ) 「差別をしない、させない」「いじめは許さない」「人権や生命を尊重する」教育の徹底を図る。
- a 心身に障害のある児童生徒へ配慮する。
- b 学習の雰囲気明るく、自他の大切さに気付き、よりよい人間関係を築こうとする能力や態度を育てる。
- c どの児童生徒にも公平な態度で接する。
- (エ) 不適切な言葉遣いや言い方を見過ごさないなど、言語環境を整えるとともに、掲示物などの教室環境にも配慮し、児童生徒が安心して過ごせる環境を整える。
- (3) 「群馬県人権教育充実指針」などの人権教育啓発資料を活用したり、学校のたよりやWebページ等で人権教育の取組の様子を紹介したりするなど、指導方法や啓発活動を工夫する。
- (4) 人権週間・人権集中学習等における学習内容を充実する。
- (5) インターネット等による人権侵害を防ぐため、情報の収集・発信における責任や情報モラルについて理解を深めるための学習を充実させる。

- (6) 人権教育主任等を中心として、全教職員が人権に関する重要課題について正しい理解と認識を深めることのできるように、研修計画を作成し、各学校の児童生徒の実態に応じた研修の充実を図る。

また、教職員が一体となった虐待防止への取組にも配慮し、早期発見・早期通告等の迅速な対応に努め、虐待の疑いがある場合も関係機関と連携して適切に対応する。

第3 社会教育・家庭教育における人権教育

1 施策

- (1) 全ての市民を対象に、社会的連帯意識や人権尊重に関する学習機会の提供に努める。
- (2) 市民の自主的・組織的な学習活動の促進を通じて、豊かな人権感覚の育成に努める。
- (3) 研修会の実施に当たっては、学習者の実態、地域の実情、学習形態の特質等に応じた学習方法を工夫するとともに、学校教育及び社会教育関係団体や関係行政機関との連携に努める。
- (4) 家庭教育における人権教育の取組については、保護者の人権感覚や人権意識の高揚を図るため、関連機関の連携に努める。

2 推進上の留意点

社会教育・家庭教育における人権教育については、以下の点に留意して実践する。

- (1) 人権教育推進協議会は、組織の機能が発揮されるよう地域に根ざしたものとし、人権教育推進体制の充実を図る。
- (2) 現実の課題や市民が必要とする学習内容等を積極的に取り上げるとともに、参加者主体の学習方法を工夫し、各種学級や講演会及び研修会等の充実を図る。
- (3) 学校・社会教育関係団体、その他の機関等との連携を密にして、社会教育における人権教育の総合的推進に努める。
- (4) 人権教育指導者の養成と確保を図るため、社会教育主事、社会教育指導員それぞれに応じた、研修機会の充実に努める。
- (5) 啓発活動において、次の点に留意する。

ア 「少年の日」「家庭の日」県民運動や社会を明るくする運動等との結び付きを図り、効果的な啓発活動となるように工夫する。

イ 取組自体が差別の再生産とならないようにする。

(6) 日常生活の中で人権尊重を基本においた態度や行動が現れるような人権感覚を育成する。

(7) 人権教育の学習計画作成に当たっては、群馬県人権教育充実指針を基本に、地域の実情にあったものとする。

(8) 家庭教育支援において、次の点に留意する。

ア 家庭教育が全ての教育の出発点であることに留意し、人権教育における積極的な家庭教育支援を行う。

イ 学校等との連携の上、P T Aなど保護者の集まりを、親への人権教育の機会として積極的に活用する。

森林文化都市

